

個人の市民税・県民税

平成27年度の個人市民税・県民税の納税・税額決定通知書と課税明細書を発送しますので、内容をご確認ください。また、市民税・県民税の課税や納付方法などについて併せてお知らせします。

徴収担当ニヤンニヤ係長 30



普通徴収の納付方法

事業所得、不動産所得などの所得がある人は、市から送付する納付書または口座振替で納めます。

■納税・税額決定通知書と課税明細書の発送

▽発送予定日 4月1日現在、65歳未満の人 6月1日、65歳以上の人 6月8日。

▽納期 6・8・10月、翌年1月。一括または年4回払い。

■納期内は、ペイジー納付ができます

パソコンや携帯電話からのインターネットバンキングや、銀行ATMを利用し、金融機関の営

そろそろ市民税県民税の納付書が届くはずなのに今年はまだ来てないね

もしかしてサラリーマンかニヤ?

そうだけども、平成27年度から、原則として、県内全ての給与所得者の市民税県民税は、給与から差し引きされるようになったニヤ

今まで自分で納付していた手間が省けるし4期割から12期割になるから

一度に納める税額が軽くなるニヤ

しかし給料の額面がその分少なくなるのは寂しいかな

納付忘れがなくなると便利になると思ってたニヤ

業時間外でも納付できます。ペイジーの使い方など、詳しくは、各冊をご覧ください。

▽ペイジーの使い方 <http://www.pay-easy.jp/index.html>

▽対応金融機関など [市冊](http://www.city-niigata.jp)

■納期内は、コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行、郵便局でも納付できます

ただし、納付額が30万円を超えるものなど、バーコードが印字されていない納付書は、コンビニエンスストアでは納付できません。

特別徴収の納付方法

■給与所得に関わる特別徴収

収 会社など給与の支払者が、税額を6月・翌年5月の年12回に分けて、毎月給与支払いの際に納税者の給与から差し引き、納税者に代わって納めます。退職などにより給与の支払いを受けないようになった場合は、給与から差し引きできなくなつた残りの税額を納付書または口座振替で納めます。ただし、次の場合を除きます。

①退職の際に、給与などから残りの税額を一括して差し引かれる②会社などに再就職し、そこで引き続き特別徴収される。

■年金所得に関わる特別徴収 4月1日現在、65歳以上

市民税・県民税の特別徴収義務者への指定を県内一斉実施

平成27年度から、会社などから給与の支払いを受けている人は、原則として、給与からの特別徴収となります。税額は、勤務先から渡される、「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」をご覧ください。

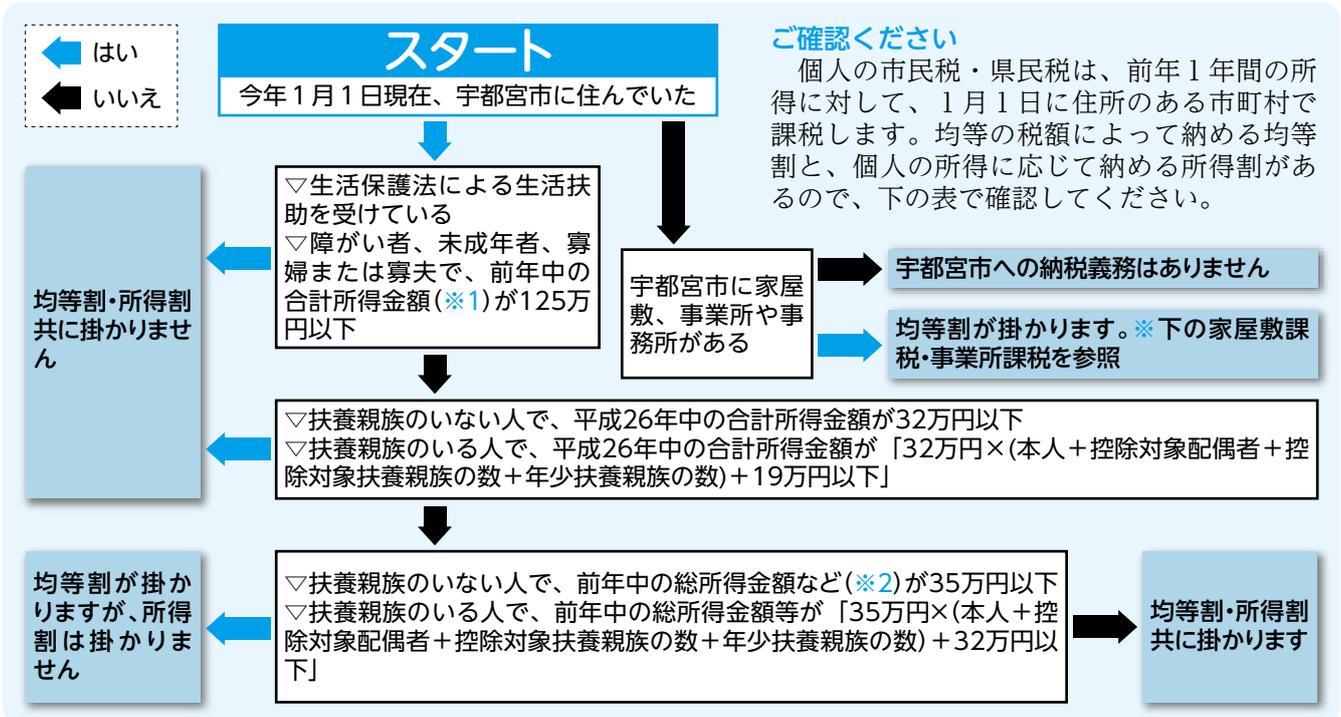
上の人の年金所得に関わる市民税・県民税は、年金支給時に年金の支払者が、税額を年金から引き落とし、納税者に代わって納めます。納付の方法は、9ページ左下の表をご覧ください。また、引き落とされる税額は、市民税・県民税税額決定通知書をご覧ください。

▽対象となる年金 老齢基礎年金・老齢年金・退職年金など。障害年金や遺族年金など、非課税の年金は対象外。年金所得に関わる市民税・県民税のみが特別徴収です。

年金所得以外の給与所得や事業所得などに関わる税

※1 合計所得金額 純損失、雑損失などの繰越控除前の総所得金額など(※2)の金額。
※2 総所得金額など 総所得金額(※3)、上場株式などに関わる配当所得の金額(分離課税)、土地などに関わる譲渡所得などの金額、株式などに関わる譲渡所得などの金額、先物取引に関わる雑所得などの金額、山林所得金額および退職所得金額の合計額(純損失、雑損失などの繰越控除後の金額)。

本文中に記載がないものは、原則として、対象どなたでも、費用無料、申込不要。
HP 市ホームページ、Eメールアドレス、地域自治センター
区 地区市民センター、出 出張所、選 生涯学習センター、参 うつのみや表参道スクエア、コ 地域コミュニケーションセンター、活 市民活動センター



額は、給与からの特別徴収や納付書または口座振替で納めます。

▽年金からの引き落とし対象 次の全てに該当する人。
①平成27年4月1日現在、65歳以上(昭和25年4月2日以前の生まれ) ②平成26年中に支払われた公的年金などに関わる市民税・県民税が課税になる ③平成27年1月1日以降、引き続き市内に住所がある ④介護保険料の特別徴収の対象。

それ以外の人の年金所得に関わる市民税・県民税は、納付書または口座振替で納めます。

▽確定申告などで年度の途中で税額が変更となる人
年金から税額を引き落としできなくなるため、残りの税額を納付書または口座振替で納めます。

65歳未満の年金受給者の皆さんへ

平成27年4月1日現在、65歳未満の人の年金所得に関わる市民税・県民税は、特別徴収事業所に勤務する人は給与から特別徴収(引き落とし)で、それ以外の

表 平成27年度の65歳以上の人の公的年金に関わる市民税・県民税の納付方法

■平成26年度から引き続き、引き落としになる人

納税方法	年金からの特別徴収(引き落とし)					
	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	平成28年2月
税額	平成27年2月と同額を4・6・8月にそれぞれ引き落とし			年税額から仮徴収した額を差し引いた額を3回に分けて引き落とし		

■平成27年度から新たに(改めて)引き落としになる人

納税方法	普通徴収(納付書または口座振替)		年金からの特別徴収(引き落とし)		
	徴収月	6月	8月	10月	12月
税額	年税額の半分を2回に分けて納付書又は口座振替で納税		年税額の残り半分を10月から3回に分けて引き落とし		

家屋敷課税・事業所課税

人は、納付書または口座振替で納付します。なお、確定申告書や市民税・県民税申告書で、給与以外の所得に関わる税額の納付を、自分で納付することを希望した人は、年金所得に関わる市民税・県民税は普通徴収となります。

本市以外の市区町村で住民税が課税されている人も、次のいずれかに該当する人は、道路の管理やごみ

収集、消防・救急などの行政サービスを受けていることから、本市での、市民税・県民税の課税の対象となりますので、申告してください。

▽家屋敷課税 市内に住宅を所有する市外への単身赴任者など。
▽事業所課税 市内に事務所や事業所がある市外居住の事業主など。
▽税額 住民税の均等割5700円(市民税3500円+県民税2200円)。

※3 総所得金額 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、総合課税の譲渡所得、雑所得、一時所得の金額の合計額。